

# 「2025年日本国際博覧会 企業・団体出展等調査業務」仕様書

## 1 概要

### (1) 業務の名称

2025年日本国際博覧会 企業・団体出展等調査業務

### (2) 目的

2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、現在博覧会開催に係る基本計画を策定中である。また、政府が2019年12月に提出した博覧会登録申請書（レジストレーション・ドシエ）承認後には、各国や企業・団体等への万博の参加を促すための取組を本格化していく予定であり、特に企業・団体の参加にあたっては、参加に向けた基本的な条件（参加メニュー等）を調査・設定し、円滑な参加勧奨のための方針策定を行う必要がある。

なお、上記の調査や方針策定にあたっては、博覧会登録申請書や協会が今後策定を予定している基本計画の内容を踏まえるとともに、BIEの規定等の要件を満たし、過去に開催された国際博覧会での実績等の専門的な知見を十分に反映しながら進めることとなる。

本業務は、万博への企業・団体によるパビリオン出展等による参加を促進するため、企業・団体向けの参加メニュー等の検討に必要な調査を行い、協会による企業参加勧奨方針策定に必要な情報を収集・整理するとともに、同策定業務等を支援することを目的とする。

### (3) 業務内容

次に掲げる業務を行う。

- ① 企業・団体等への参加勧奨に関する戦略の検討支援
  - ・企業・団体等へのアプローチ方針の検討
  - ・企業・団体等への参加勧奨に向けた具体的な手法の検討
- ② 企業・団体等参加メニューの検討・策定支援
  - ・企業・団体等による万博への参加方式の検討
  - ※ 検討にあたっては、万博テーマ、会期前・会期中に実施する協会企画事業及び協会実施の寄附制度等との整合性を検証すること。
- ③ 参加勧奨候補企業・団体の検討支援及び候補先ヒアリング
  - ・参加が期待される企業・団体の検討
  - ・主な企業・団体へのヒアリングによる上記①や②での検討内容への評価、及び参加方式への希望や意見等の集約
- ④ 会場計画における企業・団体用参加スペース、参加料金等の調整・設定支援
  - ・上記①～③の検討内容を踏まえた上での企業・団体用参加スペース、施設、設備、及び参加料金等の諸条件の整理
- ⑤ 企業・団体等の参加勧奨に向けた準備支援
  - ・参加勧奨に向けた協会の体制の検討
  - ・参加勧奨スケジュールの作成
  - ・参加勧奨ツール原案の作成
  - ・企業・団体等が参加する際のルール等の検討

なお、上記①～⑤の業務にあたっては、今後協会が検討する協会企画事業や協会が設置を予定しているプロデューサー等との連携を図ること。

#### (4) 契約期間

契約締結日から 2020 年 9 月 30 日まで

#### (5) 委託上限金額

20,000 千円 (税込)

#### (6) 参考資料

レジストレーション・ドシエ (英語・仏語・日本語仮訳) ※経済産業省HP

<https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/osaka2025.html>

## 2 求める提案事項について

### (1) 提案事項

万博への企業・団体等の参加を促進することができるよう次の項目について検討を行うこととし、その検討方針を提案すること。

- ① 企業・団体等への参加勧奨に関する戦略の検討支援
- ② 企業・団体等参加メニューの検討・策定支援
- ③ 参加勧奨候補企業・団体の検討支援及び候補先ヒアリング
- ④ 会場計画における企業・団体参加用スペース、参加料金等の調整・設定支援
- ⑤ 企業・団体等の参加勧奨に向けた準備支援

#### 【提案にあたっての留意事項】

ア. 国際博覧会条約に基づいて開催される国際博覧会の理念、意義や、大阪・関西万博の開催意義等を踏まえたうえで、実現可能な提案を行うこと。

### (2) 提案事業者が有する実績について

#### ■提案事項

事業実績申告書(様式3)に記載する業務実績の内容について企画提案書に具体的に記載すること。なお、公募要領の公募参加資格(5)にかかる履行実績については、次の業務実績のうち1業務を選択して記載すること。

1. BIE(博覧会国際事務局)の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係る企業・団体の参加勧奨、あるいは事業運営計画業務
2. 地方博覧会に係る企業・団体の参加勧奨、あるいは事業運営計画業務
3. 大規模集客施設(テーマパークや商業施設、文化施設等)に係る企業・団体の参加勧奨、あるいは事業運営計画業務

#### 【提案にあたっての留意事項】

- ア. 1にかかる業務実績を「同種業務」、2及び3にかかる業務実績を「類似業務」とし、「同種業務」を重視する。より審査対象としてふさわしいと考えられる実績を選ぶこと。
- イ. 業務実績に係る内容も評価するため、業務の概要には、事業目的、事業の対象・規模、事業内容が分かるよう記入すること。

### 3 企画提案書の作成について

上記2の提案事項について、次のとおり提案書を作成すること。

- (1) 企画提案書< A 4用紙(縦)及びA 3用紙(折込) 様式自由>
- (2) 全体概要< A 3用紙(折込) 1 ページで作成、様式自由>  
業務全体の概要(提案方法及び進め方、情報収集・調査方法等)などについて、文章、図面、イラスト、写真等で簡潔に表現すること
- (3) その他
  - ① 行程表< A 3用紙(折込) 1 ページで作成、様式自由>  
・準備内容・提案内容とりまとめ、中間とりまとめ、報告書作成等の全体の行程を示すこと
  - ② 応募金額提案書< A 4用紙1枚、様式2>  
・業務の合計値を記入するとともに、業務ごとに積算を行った積算内訳(様式自由)も添付すること

### 4 成果物及び提出期限等

- (1) 中間とりまとめ
- (2) 業務完了報告書  
【正1部、副4部及び電子データ(DOCファイル、PDFファイル等)】  
・成果に至る参考資料の一切を含み業務完了報告書としてとりまとめること。
- (3) 提出期限  
・中間とりまとめについては、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会と協議のうえ決定する。  
・最終成果物については提出期限を2020年9月30日とする。

### 5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 成果物の取扱  
業務実施に伴う成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に帰属するとともに、本事業終了後においても公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が自由に無償で使用できるものとする。  
また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。  
成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。  
成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に生じた損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務実施にあたっての費用負担等  
業務(付帯する業務を含む。)の実施に係る費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) その他  
契約期間内において、会議開催等のため、業務の内容や実施状況等に関する報告や説明、資料作成を求められることがあるので対応すること。

## 6 その他

企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨とする。